

会議記録（１）

会議名称	第１回北本市住民自治条例制定研究懇話会			
開会及び閉会日時	平成１９年２月３日（土） 午後２時３０分～午後４時			
開催場所	学習センター 学習室			
議長氏名	(正副会長選任までの間)市長 石津賢治 会長 内田政之助			
出席委員(者)氏名	有働 秀鷹 高橋 伸治 勝 豊 高荷 正春 宮原 鈴代 谷沢 暢	荻野 照夫 阿久井美代子 加藤 信利 田中 昭仁 岩崎 文雄 山本 浩之	古賀 利雄 浅野 昭八 小関真美子 堀越 一三 田中 正昭	下里 晴朗 内田政之助 関山 邦孝 三橋 博 福島 洋輔
欠席委員(者)氏名	河井 宏暢 竹村 元宏	細井久美子 野地 恵美子	秋葉三枝子	北村 浩一
説明者の職氏名	秘書政策室副参事 加藤 功 秘書政策室主査 長嶋太一			
事務局職員職氏名	秘書政策室室長 大谷 昇 秘書政策室副参事 加藤 功 秘書政策室主査 長嶋太一			
会議次第	別添 北本市住民自治条例制定研究懇話会次第のとおり			
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 北本市住民自治条例制定研究懇話会設置要綱 ・ 住民自治条例制定市民ワークショップの報告 ・ 住民自治条例制定研究懇話会委員名簿 ・ 他市条例比較表 ・ 条例とは 			

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局大谷	<p>1 開会</p> <p>これより、第1回北本市住民自治条例制定研究懇話会を開会いたします。</p> <p>2 自己紹介</p> <p>————委員1人ずつ自己紹介————</p> <p>3 議題 (1)北本市住民自治条例制定研究懇話会会長及び副会長の互選について</p>
事務局大谷	<p>それでは、お手元に配布してございます北本市住民自治条例制定懇話会設置要綱をご覧ください。</p> <p>第5条(会長及び副会長)に懇話会に会長及び副会長を置き、互選により定めると規定しています。</p> <p>本日は第1回目の委員会ですので、会長と副会長の互選までは市長に議長をお願いしたいと存じますが、皆様よろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>————承認————</p>
議長(市長)	<p>それでは議題の(1)北本市住民自治条例制定研究懇話会会長及び副会長の互選について、ご審議をお願いします。</p> <p>皆様のご意見を伺います。どなたか立候補される方、ご推薦される方はいらっしゃいますか。いかがでしょうか。</p>
高橋委員	<p>住民自治の基本的な組織として、自治会やコミュニティが存在しています。今回は、その住民自治の基本的なものを定めていくということですので、会長につきましては、コミュニティ協議会会長の内田政之助さん、副会長につきましては自治会連合会の有働秀鷹さんをお願いするのがいいのではないかと考えます。</p>
議長(市長)	<p>会長に内田政之助様、副会長に有働秀鷹様のご推薦がございましたがいかがでしょうか。他にご意見はございますか。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
議長(市長)	内田様、有働様、また委員の皆様よろしいでしょうか。
全委員	———承認———
議長(市長)	ありがとうございます。それでは、私はこれで議長の任を解かさせていただきます。内田会長、以降の議事の進行をよろしくお願いします。
内田会長 有働副会長	———挨拶——— ———挨拶———
	(2)住民自治条例制定のための市民ワークショップの報告について
事務局	———資料を示して説明———
議長(以下内田会長)	事務局からワークショップの報告をしていただきましたが、何か質問等ございますか。
勝委員	市民ワークショップの報告は理解しましたが、もう一方の協働推進計画策定委員会の取組みについて教えてください。
事務局	協働推進計画策定委員会からは協働推進に関する報告書が昨年の12月に提出されました。現在は、それに基づいて市で協働推進計画を作成中です。 委員会の報告書につきましては、次回の会議で皆様にお渡ししたいと考えています。
議長	他に何かご質問等ございますか。 ———特になし———
	(3)住民自治条例制定研究懇話会の進め方について
議長	それでは、議題の(3)につきまして、事務局の案がございましたら説明をお願いします。

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>市民ワークショップでは、住民自治条例に位置付けすべき項目を出していただきました。今後、この懇話会で、条例素案を作成していただくこととなりますが、まず、前段階としまして、条例とはどのようなものかということをお話させていただきたいと存じます。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">———資料を示して説明———</p> <p>また、今後の懇話会の進め方の案ですが、委員が２８名いらっしゃいますので３つ程度のグループに分かれて議論をしていただいております。例えば「行政・議会」、「住民」、「前文・総則」などの分野に分かれてそれぞれ検討していただく方法はいかがでしょうか。</p>
議長	<p>事務局から、今後の会の進め方について、「行政・議会」、「住民」、「前文・総則」などの３グループに分かれて検討を進めてみてはどうかという提案を受けましたが、皆様、いかがでしょうか。</p>
浅野委員	<p>グループに分かれて検討することは賛成です。 しかし、総則の部分や行政・議会の部分など、検討を進めるにあたって膨大に関連する法規があると思います。 今後、検討を進める際に、現在執行している条例等を出していくのかどうかを伺います。</p>
事務局	<p>市民ワークショップ開催の際には、市の例規集を揃えさせていただきましたが、今回も同様に例規集を用意するとともに、必要に応じて資料を提供してまいりたいと存じます。</p>
三橋委員	<p>グループ分けすることはやむをえないと思います。ただし、自分の属さない他のグループが今何を議論しているのかを知っておくことは大事だと思います。わからない状況が生じては困ります。</p>
議長	<p>グループ間の連絡調整は確かに必要だと思いますので連絡は密にしていきたいと考えます。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
三橋委員	どのようにグループ分けをしたら良いかということも議論していきたいと思います。
議長	今回は、今後グループ分けをして議論していくかどうかを決めたいと存じます。したがって、方法については、次回以降、グループ分けをする中で考えていきたいと思います。
勝委員	<p>条例比較表を見て、ニセコ町の条例は他のまちの条例と比較して、細かい部分まで規定しているように感じました。</p> <p>今後、ニセコ町のように条例で細かい部分まで規定していくのか、それとも基本的なところを条例で規定して、細かい部分は規則要綱等で決めていくのかを議論する必要もあると思います。ですから、先進地の条例で、条例を定めたあとに具体化した規則はどのようなものがあるのか、いくつかのまちの実例を出していただきたいと思います。</p>
事務局	次回の会議で資料を提供してまいりたいと考えます。
山本委員	この条例の位置付けも考える必要があると思います。まず、それを一番先にみんなで共有していくべきではないでしょうか。今ある条例の基につくるのか、それとも、この条例を作ってその下の法規を整備していくのか。
高荷委員	やはり、住民自治条例ですからトップに位置づけするものであって、その下に例規を整備していくべきなのではないでしょうか。
浅野委員	市勢要覧などの資料を基に、たたき台として行政のほうから中味を整理して出していただければと思います。
高橋委員	私は、住民自治条例というだけあって、行政がつくるべきものではないので、この委員の中の誰かが試案をつくり、それをたたき台にして修正していくのがいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
三橋委員	市民の条例であるということを考えて、３つのグループで議論を戦わせ、それをたたき台にしながら、グループ間の連絡をうまく取って進めていけばいいのではないのでしょうか。
議長	それでは、３つのグループに分かれて討議し、その内容はグループ間で共有するように進めていくということでしょうか。
全委員	———承認———
高荷委員	今後の会のスケジュールについては、どのように考えているのでしょうか。
事務局	平成２０年４月の条例施行を予定しています。それにしたがって逆算していきますと、この会での結論を出していただく期限は今年の８月又は９月あたりということになります。しかし、この会で議論していただくことを重要視していますので、条例の成立がずれ込むことも想定しています。 会の開催につきましては、月１回あるいは月２回程度の開催を考えています。
議長	皆様、他に何かご意見等ございますか。 ———特になし———
議長	(4)その他
事務局	何かお伝えすること等ございますか。 次回以降の懇話会の開催予定日ですが、今のところ会場を確保しているのが２月２４日(土)の午後の学習センター集会室と３月２４日(土)の午後の文化センター第２研修室です。 よろしければ次回、２月２４日(土)の午後、学習センター集会室で第２回の会議を開催したいと存じます。

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
<p>議長 全委員</p>	<p>次回の会議の開催日について皆様よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">——承認——</p> <p>4 閉会</p>
<p>議事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">平成 19年 2月 7日</p> <p style="text-align: center;">北本市住民自治条例制定研究懇話会 会長 内田政之助</p>	